

第六条及び第七条　臣に提出したとき
インターネットの
り公表するもの。

評定及び当該評定を付した理由
業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した場合に、その実施状況
中其目標に定めた項目との

二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行つた結果。なお、当該評価を行つた結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

状況	当該期間における業務運営の 実績
ハ 当該業務の実績に係る指標が ある場合には、当該指標及び当該 期間における毎年度の当該指標の 数値	二 当該期間における毎年度の当 該業務の実績に係る財務情報及び 人員に関する情報

上の損益に計上し
場合には、当該譲
る。

調整額（以下この
いう。）について
収益の獲得が予定
は、当該除去費田
（譲渡差額を損益
渡取引）

は、減価償却費は額を資本剩余金にとする。
（対応する収益の債務に係る除去費用の二条第九条）

おいては、独立行政法人の設立に際しては、この省令に準ずる一般に公正妥当な基準に優先して適用される（会計処理）。

通則法第三十八条第一項の規定による渡取引を指定するこ

条において「除去費の規定期定に基づいて行
等を指定すること」が、計算上の損益に計上

獲得が予定されない
用等)
学大臣は、機構が業
ようとしている有形
務に対応する除去計
計上せず、資産の減
に対する控除として計

臣は、機構が業務の
債却資産についてそ
の獲得が予定されない
の取得までの間に限
ることができる。
るものとして、第一項
と認められる企業会
れるものとする。

められる
とができる

用等」と
心すべき
場合に
できる。
しない譲
主務省令
める」と
会計監
め、次に
収集及び
ない。た
び独立の
それがあ
則法第四
つ不要財
貢益計算

資産除去	上するも	仙館と同
固定資産 用に係る	十三 内	明
(会計監	十四 機	明
務のため	第十一條	規定する
規 定 す る。	(財務諸	説明

に規定する
計の基準
の減価に
ため取得
と認めら
り、当該
十 九 八 七 六 五 四
一 源泉 持続中期
事業業務
予算財

の役員（監事を除く）に掲げる者のほか、
を遂行するに当たりま

るに定める事項についての監査人は、その職務を了り得るに定めることとする。

部統制の運用状況
構に関する基礎的な
衣等の閲覧期間)
機構に係る通則法第
主務省令で定める相

的に適正なサービス、
運営上の課題及びリ
ンクの理念並ては運営
計画及び年度計画の
実現に向けた方針と
各課題に対する取り組み
を明確に示すものとし
て、年次計画書を策定す
る。

掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

外事項
不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由
前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四 第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に關して必要な報告

六 前第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二 重要な偶發事象
三 重要な後発事象

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

第十三条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地(独立

一 土地(次号括弧書に規定する土地を除く。)
二 十年間

三 施設(その用に供する土地を含む。)三十一年間

三 設備十年三月間

(償還計画の認可の申請)

第十四条の四 機構は、機構法第二十一条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により償還計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入込額並びにその借入先

二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の償還の方法及び期限

四 その他必要な事項

(短期借入金の認可の申請)

第十四条の五 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十四条の六 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する機構長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職したものとする。

第十七条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の規定により大学等の教育研究活動等の状況に利用機関をいつ。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十八条 機構に係る通則法第十六条第一項第一号の規定により貸し付ける資金の用途により、

次号に定める期間とする。

第十九条 第一条に規定する文部科学省令で定める

施行令第一条に規定する文部科学省令で定める

期間)

第十四条の三 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第二条に規定する文部科学省令で定める期間は、機構法第十六条第一項第二号の規定により貸し付ける資金の用途により、

次号に定める期間とする。

第十五条 第一条に規定する文部科学省令で定める

期間

第十六条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の評価については、同条第二項の規定により国立大学法人評議委員会からの要請があつた場合を除き、大学等(学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をい。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十七条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の規定により大学等の教育研究活動等の状況に利用機関をいつ。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十八条 機構に係る通則法第十六条第一項第一号の規定により貸し付ける資金の用途により、

次号に定める期間とする。

第十九条 第一条に規定する文部科学省令で定める

期間

第二十条 第一条に規定する文部科学省令で定める

期間

第二十一条 第一条に規定する文部科学省令で定める

期間

第二十二条 第一条に規定する文部科学省令で定める

期間

